

【成果報告】

わが国では、離婚によって財産分与が行われる場合、財産分与義務者に所得税が課せられる可能性がある。なぜならば、判例（最高裁昭和 50 年 5 月 27 日判決）が、財産分与は財産分与義務の消滅という有償取引であると解して、それは所得税法 33 条 1 項の「資産の譲渡」に該当すると解釈しているからである。

米国では、1984 年までは、United States V. Davis, 370 U.S. 65 (1962)の判決に基づき、日本と同様に、財産分与時に財産分与者にキャピタル・ゲイン課税が行われていた。しかし、1984 年の税制改正後は、財産分与を受けた者がその財産を第三者に譲渡するまでは、キャピタル・ゲイン課税が繰延べられることとなった。米国がその制度を転換した理由として、夫と妻は同一の経済単位であるという事実があること、また、国民はその課税ルールを理解できておらず、財産分与者に対するキャピタル・ゲイン課税は畏をかけるようなものであるということが挙げられている。

前述の最高裁昭和 50 年 5 月 27 日判決を契機として、日本においては、財産分与義務者の課税に対する議論が活発になされてきた。ところが、その一方で、財産分与を受けた者に対する課税の取扱いについては、議論があまり行われてこなかったのが実情である。また、財産分与を受けた者に対する課税の規定を法令においてみつけることもできない。わが国では、財産分与を受けた者に対する課税については、相続税基本通達 9-8 が「離婚による財産の分与によって取得した財産(民法第 768 条((財産分与))・・・については、贈与により取得した財産とはならないのであるから留意する。ただし、その分与に係る財産の額が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮してもなお過当であると認められる場合における当該過当である部分又は離婚を手段として贈与税若しくは相続税のほ脱を図ると認められる場合における当該離婚により取得した財産の価額は、贈与によって取得した財産となるのであるから留意する」としているだけである。

しかし、財産分与を受けた者に対する課税については、法令に基づき論理的な解釈の下で課税の取扱いがなされるべきである。わが国においては、財産分与を受ける者は妻であることが多いと思われる。その妻に課税が発生してしまうと、妻の経済的自立を阻むことになる。離婚後に妻が社会で自立するためにも財産分与が行われた時に、妻に課税が行われないことが望ましい。

本研究は、財産分与時にその分与を受けた妻が課税されないとする解釈論を展開するが、解釈論では解決が難しいとも考えられるので、二種類の立法論を提示して、財産分与時における妻の課税を繰延べる方法を提案する。